平成２１年（フ）第１１８１８号
東京都江戸川区西篠崎２丁目27―17
債務者　原　　良子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８２３号
神奈川県横浜市神奈川区東神奈川２丁目40―９―503
債務者　滝田　奈美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８２４号
東京都練馬区南田中５丁目25―28―303
債務者　佐々木　功
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８２７号
北海道千歳市富士３丁目９―18
債務者　武井　則章
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８３３号
神奈川県横浜市南区山王町４丁目28―１―507
債務者　棗　　新一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８４２号
東京都文京区本郷６丁目26―13―301
債務者　貞森　智広
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８４６号
東京都江戸川区東葛西８丁目30―10―106
債務者　脇戸真由美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８５５号
東京都大田区中馬込１丁目19―２―305
債務者　内木　艶子（旧姓新添）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８６３号
東京都府中市府中町１丁目35―20
債務者　小島　正和
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８７１号
東京都稲城市大丸700―４―206
債務者　中島　義也
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８７４号
東京都江戸川区船堀６―４―24―303、住民票上の住所東京都江東区扇橋２丁目１―11―302
債務者　和田啓二郎
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９２６号
東京都杉並区天沼３丁目38―４
債務者　鈴木　忠廣
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９３７号
東京都足立区東六月町10―２―410
債務者　田村美枝子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９３８号
神奈川県川崎市川崎区大師河原２丁目３―８
債務者　胡口美知子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９４１号
長野県埴科郡坂城町大字坂城10137―９
債務者　大橋智恵子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９４９号
東京都板橋区幸町36―８　第１幸荘101号
債務者　堀井　早苗
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部